

- 「こども未来戦略方針」 （令和5年6月13日 閣議決定） （抄）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」  
（令和5年6月16日 閣議決定） （抄）

# 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日 閣議決定）（抄）

（改正児童福祉法の施行に伴うこども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備、新たな家庭支援事業等の推進、こどもの居場所づくり支援の推進、「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進、社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた学習環境整備の強化）

## Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

#### （5）多様な支援ニーズへの対応

～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

- 経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。

（略）

- こうした多様なニーズを有する子育て世帯への支援については、支援基盤や自立支援の拡充に重点を置き、以下の対応を中心に進める。今後、本年中に「こども大綱」が策定される過程において、更にきめ細かい対応について議論していく。

#### （社会的養護・ヤングケアラー等支援）

- 子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等への支援を強化する。児童福祉法等の一部改正により2024年度から実施される「こども家庭センター」の人員体制の強化等を図る。また、新たに法律に位置付けられる子育て世帯訪問支援事業について、支援の必要性の高い家庭に対する支援を拡充する。さらに、社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向け、学習環境整備等の支援強化を図る。

## Ⅲ－３．こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- 「加速化プラン」の予算規模は、現時点ではおおむね3兆円程度<sup>18</sup>となるが、さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。

---

18 国・地方の事業費ベース。

# 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日 閣議決定）（抄） （社会的養護関係）

## 第2章 新しい資本主義の加速

### 3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

（こども大綱の取りまとめ）

（略）

誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法<sup>94</sup>の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。

（略）

---

94 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）。